

令和 6（2024）年度第 2 回 伊丹市人権教育・啓発推進会議

【開催日時】 令和 7 年（2025 年）1 月 21 日（火） 13 時 30 分～15 時 00 分

【開催場所】 伊丹市立人権啓発センター 大集会室

【出席委員】 森田委員、松山委員、波多江委員、奥村委員、南委員、林委員、池田委員、方委員、寺岡委員、落合委員（10 名出席）

【欠席委員】 なし

【事務局】 市民自治部長、市民自治部参事、共生推進室長、人権啓発センター所長、男女共同参画課長、人権教育室主幹、同和・人権・平和課長、人権啓発センター職員、人権教育室職員、同和・人権・平和課職員

【議事録確認委員】 方委員、寺岡委員

【傍聴者】 0 名

【議題】

- 1 伊丹市立人権啓発センターの事業及び運営について
- 2 主な人権教育・啓発事業の報告【12 月末日時点で実施した事業の報告
※一部 11 月末日時点あり】（共生推進室、人権教育室の事業のみ）
- 3 令和 7（2025）年度実施予定の「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の意見聴取

【会議内容】（要旨）

委員長 新しい年を迎え、本年度も推進会議を進めていきたいと思うので、各委員、どうぞよろしくお願いしたい。

今年は阪神・淡路大震災から30年の年である。本市においても、昆陽池公園で追悼と鎮魂の意を込めたロウソクを灯す追悼行事が行われた。私も初めて参加したのだが、今残された私たちにできることとして、震災で起こった様々なことを忘れず、伝えていかなければならないと思っている。

さて、本日の議題は、大きく三つ。議題1は、「人権啓発センター事業及び運営について」。議題2は、人権啓発センターを除く「主な人権教育・啓発事業の報告」に関するもの。そして議題3は、来年度実施予定の「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」に関するものである。今回は、議題3に重点を置いて協議を進めたいと思うので、各委員ご協力をお願いする。

では、議題1から始める。まずは事務局から説明をお願いする。

事務局 （資料1の事務局説明）

委員長 事務局から説明があったが、各委員、質問、意見はいかがか。

A 委員 小学校の児童たちの人権啓発センターの見学についてだが、毎年、昆陽里小学校も見学に来ていたと思う。昨年度は研修がなかったのだが、今年度は依頼があり、その打ち合わせをした時に、今までは人権啓発センターを見学してから次に部落問題の授業を行い、そして私たちが話をするという段階を踏んだ流れだったのだが、今年度は私たちの話から入るという内容であった。私からは、部落問題という「部落」という言葉を子どもたちは知っているのかということ聞いた。子どもたちは部落という言葉の意味も何も知らずに私たちの話を聞くということであれば、子どもたちもとまどうし、私たちも話づらいと先生たちに話した。きちんと段階を踏んだ学びをして、そして私たちが6年生に対して、中学に入る心構えという形で、部落問題を知っていただくということで話をするという流れを説明した。また人権啓発センターへの見学もないのですかと聞いたところ、先生たちからは、何も引継ぎがなかったので知らなかったということであった。

この件について、学校側の問題もあるが、人権啓発センターからも学校に対して、「今年は見学ないんですね」といったアプローチがあってもいいのではないかと感じている。昆陽里小学校に通っている児童も人権啓発センターに来ることが多いので、なぜ人権啓発センターというものがあるのか。なぜ部落差別があるのかということを知って、学んでもらうことは大事である。もっと様々な小学校、中学校が見学に来てほしいと思う。

私たちは12月にも学校に行っているが、その時期は、人権啓発センターでパネル展を行っているので、ぜひ見学してほしいと伝えた。

事務局 資料1にはこの3年間で記載されており、摂陽小学校しか見学に来られておらず、昆陽里小学校は見学に来ていないというお話をいただいた。ただ、私は2015年から2019年にも人権啓発センターに所属していたが、2015年以降も昆陽里小学校から見学に来られた実績はなかったと記憶している。もちろん見

学に来たいという依頼を受ければ、きちんと案内はさせていただくのだが、当時は在籍されていた先生が頻繁に人権啓発センターに来られていたので、そこで学習の補完をされていたのではないかと考えている。

A 委員 見学に来ていないのは、コロナも影響しているのかもしれない。

事務局 人権教育室としても、A 委員のお話のとおりだと思う。例えば広島での戦争や平和の学習などについても同様で、事前に学校で学習してから現地広島でパネルなどを見たり、体験者の語りを聞くことで学習を深め、帰ってきてから振り返り学習をすることで様々な知識や経験を身に付けることができる。A 委員のお話はこれと同様なことと思うし、正にそのとおりだと思う。学校へのアプローチに関しては、教育委員会である人権教育室が間に入ることでスムーズに話が進むと思うので、そこは連携してそれぞれがやれることをやっていきたいと思う。年度当初などで、アプローチするといった連携をやっていきたいと思う。

A 委員 ありがとうございます。先ほど昆陽里の先生に色々伝えたと話したが、その後、先生たちは人権啓発センターに見学に行ったと聞いている。

事務局 識字の展示期間中に3人の先生が来られた。

B 委員 今の話を聞いて、子どもたちが人権啓発センターに見学に来るという、とても大事な取組だと思う。そこで思うのが、人権啓発センターには3館あるが、それらの中でチームを作って人権の歴史的なことを含めて何を知ってもらうのか、講師謝礼やパンフレット作成も含めて、人権啓発センターに来た大人や子どもたちにきちんと説明できる取組体制を作らないといけないと思った。歴史的に大事にしてきたことや今はどうなっているのかなど、内部でしっかりと協議し、人権啓発センターに来られたときの対応や意識統一など、しっかりと中身のあるものを作り上げていくべきと感じた。

委員長 他はいかがか。

C 委員 事務局の事業内容などを聞いて思ったことが、参加人数が少ないから落語の事業をやってみようといった考えがとても素敵だった。また、先ほどの見学の話になるが、見学の課題に対して、すぐに人権教育室が間に入ってアプローチしましょうといった課題に対する解決の動きがとても素敵だった。そして、冒頭での委員長の話にもあった「私たちがこの時代になにができるのか」といった意味のある話も心に残り、一人ひとり何ができるのか、一人ひとりがきちんと考えアイデアをもって動いていく、そういうことが連鎖していくと感じた。

委員長 他はいかがか。意見等なければ、議題1は終了し、議題2の「主な人権教育・啓発事業の報告」に移る。資料は事前に配布されているが、意見があればお願いしたい。

事務局 同和・人権・平和課で作成している人権啓発資料だが、部数がないので全員には配布できないため、今から回覧する。参考にしていただければと思う。

C 委員 来月の伊同教研究大会についてだが、先日の事前打ち合わせ会に参加できなかったのも、どんなふうに広報されているか知るためにホームページを検索したのだが、何も引っかからなかった。他の事業にも通じるのだが、事業を行っているのだから一般市民の方が参加できるように SNS などを通じて周知する。ネットの力は今の時代はとても重要だと思うので、今回の件はもったいないなと思った。以前の伊同教研究大会は、午前に全体会、午後に分科会をするといった広く一般市民の方も来てくださいという周知をされていた。伊同教研究大会は関係者だけではないので、検索しても出てこなかったのは残念だった。

事務局 民間団体の行事を市のホームページにどこまで掲載するか、なかなか難しいところではある。広報所管課と調整は必要と考えるが、伊同教の事務局を人権教育室で行っているのも、広報伊丹には掲載しているところではある。広報は全戸配布なので、そういった意味では市民の目に留まる手法であると思っている。今回は、急遽全体会もするという事になったので、そういったこともあり追いついていないのは委員のお話のとおりであるため、今後どこまで掲載すべきかを広報所管課と調整していきたい。

A 委員 私は伊同教の理事を担っているが、コロナ以降の研究大会の規模は小さくなっており、C 委員のお話のとおり昔は午前全体会、午後分科会を行い、大勢の参加者を募っていた。コロナ以降は半日開催ということで午後のみとなった。今年度は、全体会を30分ほど入れるということになり、それも無理やり入れた。それで広報が追いついていないと思われるが、毎回、昔のように講演会を入れた全体会を午前、分科会を午後にしてほしいと意見は伝えている。来年度はきちんと考えてくれると思っているので、みんなが参加できるような大きな研究大会に戻してほしいと願っている。

D 委員 資料2の6ページ、項目番号14の「外国人相談窓口」について、11月末時点で103件という決して少なくない数字である。主にどんな相談内容であったのかを教えてほしい。

事務局 相談は多岐に渡っているが、多いのは「日本語学習」に関する相談である。「どこでやっているのか」「いつやっているのか」などといった電話問い合わせが多い。また、「出産や育児」に関することも多かった。

委員長 他はいかがか。

事務局 項目5の「市民・職員向け人権啓発研修会」について、先日16日に開催したので参加人数を報告させていただく。合計参加者数は64人。内訳は、市民15人、新任主任37人、新任主任以外の職員12人である。

委員長 私も先日行われた市民・職員向け人権啓発研修会に参加した。今回のテーマは部落問題ということで、内容はとてもよかったと思う。講演会なり研修会なり、年に数回は参加しておかないと自分の頭が錆びついてしまって、人権知識や人権感覚が更新できない。各委員も、なにかの機会があれば様々な研修や講演会に積

極的に参加していただきたい。その時には、一人でも二人でもいいので連れ添って多くの人に参加していただければ、もっと大きな広がりにつながるのではないと思う。

他はいかがか。意見等なければ、議題2は終了し、議題3の「令和7年度実施予定の人権・男女共同参画に関する市民意識調査」に移る。資料は事前に配布されているが、まずは再度目を通して確認していただきたい。

C 委員 前提条件として、国・県を参考にしているからここは変えられないということがあれば教えていただきたい。

事務局 では、資料の概要という形で説明する。
(資料3-①、②の事務局説明)

委員長 C 委員、事務局の説明があったが、よろしいか。

C 委員 ありがとうございます。

委員長 事務局から説明があったとおり、質問項目自体を削除したいものであったり、新規で質問したいものであったりとの考えがある。そういったことに対する意見や、質問内容そのものの意見もあれば、お願いしたい。
まずは、資料3-①からいかがか。

A 委員 5ページの項目14、15の同和問題の質問について、同和問題ではなく、部落差別(同和問題)という見直しがされているが、今後もこのような形でよいのか。私自身としては、同和問題というざっくりした言葉ではなく、部落差別という言葉を用いて話をしてきた。同和問題というのは行政用語であって、今後は統一されて部落差別という言葉直接的に言っていいのかという確認というか、意図というかお聞きしたい。

事務局 言葉の表記としてはどちらでも構わないのかなと思っている。ただ、2016年に「部落差別解消推進法」という「部落差別」という言葉を使った法律が初めてできた。確かにA委員のお話のとおり、同和問題という言葉は行政用語であるため、行政は同和問題という言葉を使わせていただくが、世間一般的には部落差別という言葉の方が一般的になってきているのではないかと思います、このような表記にしたところである。また、県の調査においても同様の表記である。

D 委員 項目番号41について、回答内容欄にツイッターという表記があるが、今は「X(旧ツイッター)」になると思う。また、項目番号42についてだが、回答内容で「強くそう思う」は「1」、「そう思う」は「2」と数字が振られているが、これは統計上の数字を拾いやすくするためということでしょうか。

事務局 そのとおりである。

E 委員 項目番号32のLGBTQなどの性的マイノリティの人権に関する質問内容で、「あなたはどうか感じられますか」という表記がある。すごく丁寧な表記だ

など感じた。そのあとの設問などでは、「思われますか」や「感じていますか」となっているので、「感じますか」や「思いますか」でいいのではないかと。

項目番号8の「他の人の人権を侵害したことがあるか」という質問項目が削除の案で出されている。とても重要な質問だと思っており、あまり人から聞かれない質問であるため、残しているほうがいいのではないかと思った。自ら自問自答して考えてほしい質問である。

各質問について、「○は5つまで」や「○は3つまで」という制限がある。この回答内容の中で、5つや3つまでに絞り込んで○をつけるのがとても大変だと思うし、どれに○をつけたらいいかすごく悩むのではないかなと思う。項目番号9のどの人権問題に関心があるかという質問では、経年比較ということであるが、全ての人権問題を知らない人は、目新しい問題に○を付けたりするのではないかと。そうなると、昔からある人権問題が取り残されるような気がする。そうなると、経年比較ということの意味がなくなってくるのではないかなと思う。5つだけに○ではなく、もう少し○をつけたいと思う。

また、項目番号14の部落問題の回答内容について、「部落差別などの同和問題を知らない」という項目がある。これはもしかしたら誤解を招くかもしれない。理由としては、ここで聞きたいのは「知らない人が多いことが問題」という意味で聞いていると思う。回答する人は、「私は同和問題を知らないから」ということで○を付ける人がいるのではないかと。そういう誤解した認識での回答を避けるために、「部落差別などの同和問題が知られていない」や「知らない人が多い」といった回答内容にしたほうが、調査側の意図が伝わるのではないかと思う。

6ページの項目番号18の外国人の人権について、あまり考えたことがない市民が多いのではないかと思う。そこで、この質問を読むことで「こういった差別がある」という学習と兼ねてみてもいいのかなと思う。「こういった差別があるのですが、知っていますか」という内容のほうが、市民の意識はくみ取れるのではないかと思う。

次の項目番号19の外国人が増えることの質問について、回答内容の1～3は「望ましいと思う」、5は「力になると思う」といったポジティブなことが記載されており、ネガティブなことは4の「不安を感じる」のみである。市民の意識を調査するということであれば、本当に辛い「増えるのは望ましくない」という項目があれば、それに○を付ける人がいるのではないかと思う。どう表現したらいいかわからないが、ネガティブなことを考えている人がどれくらいいるかわからないが、そういうことも調査したほうがいいのではないかと思う。

項目番号21のエイズに関する質問であるが、今回削除という案で資料をいただいている。近年はコロナのこともあって、エイズになる人は少なかったが、2023年に数字が伸びたとニュースを見た。決して無くなっていない問題だと思うので、削除してもいいのかと疑問に思った。

同様に、項目番号26のアイヌに関する質問と項目番号27の罪や非行を犯した人の人権問題について、削除していいのか疑問に思った。どういった理由で削除になったのかなと思った。特に項目番号27は、次の項目番号28の犯罪被害者と対になる問題なのに、なぜ加害者のほうだけ削除になったのかなと強く思った。

項目番号31について、LGBTQなどの性的マイノリティに関してとなっている。LGBTQという言葉は一般的になってきていると思うが、言葉が分からない人

のために、項目番号29や項目番号30の性的指向や心と体が一致しないなどの説明文を入れたほうがいいのではないかと思った。

最後に、項目番号53と54の働いている理由や働いていない理由を質問しているが、「答えたくない」人もいると思うので、そういう項目があってもいいのではないかと思う。人によっては、働いていないということで何か責められているように感じてしまうのではないかと思う。

委員長 即答できるようなものではないかと思うが、様々な意見をいただいたと思う。いただいた意見については参考にしていただいて、変更できるところは変更していただければと思う。

事務局 E 委員から削除している項目について質問があったが、人権担当者としても県の調査をベースに考えた時に、県調査の質問内容が前回と比べ削除となっている質問項目が多かったことに驚き、なぜ削除になったのかという同じ疑問を持った。県の担当者に聞くと、学識者の方に見ていただいているし、経年比較はもちろん県は国との調査内容と比較するために、できるだけ国と合わせているという回答をいただいたところである。同様に国にも聞いたところ、国も学識者に意見を聞きながら項目作成している。ただ、令和4年に実施した調査内容では、聞き方や質問内容をがらりと変えたこともあり、質問数が増える懸念があったため、できるだけ回収率を上げるために質問項目を削除したとの回答をいただいた。

委員長 市は県と比較したいし、県は国と比較したいという思いがある。そういうことで削除しなければならないものや変更しなければならないものがあるなど、追従してしまうことがあると思う。また、伊丹市は伊丹市でこれだけは聞いておきたいという質問もあると思うので、精査してもらえたらと思う。
各委員、引き続き意見等あるか。なければ、資料3-②に移る。各委員いかがか。

D 委員 項目番号1について、実際の調査票はもっとわかりやすいと思うが、「A」は全員が回答、「B」は配偶者のいる方のみ回答ということになっており、調査票もそれに合わせて作成していると思うが、その認識で問題ないか。

事務局 そのとおりである。

D 委員 項目13、14について、質問文に途中に「）」があるが、これはなくてよいと思う。

項目番号58について、質問文に「問32であげている暴力」と記載があるが、問32を見ると全く別のことが記載してあるのでこれは間違いであると思う。

各問の市の回答項目について、文章が長いし項目数が多い。回答者からすれば、途中で力尽きてしまい、最後まで回答文を見ないまま回答してしまうのではないかなと思う。

委員長 事務局は再度確認して検討していただきたいと思う。他いかがか。
会議終了後に、もし意見等がでてくれば、直接事務局に伝えてもらってもよい

か。

事務局 問題ない。

B 委員 こういう調査は回答者も身構えてしまうため、回答者が見て分かりやすい書き方をすることが大事。

事務局 委員のお話のとおりである。今回の案は行政のみが考えた内容である。実際には予算が通れば業者に委託するものであるため、業者とも一緒に質問項目を考えて、どう記載したら回答者に伝わる質問になるかなど、それらも踏まえて質問項目を考えていきたいと思う。

委員長 特に意見がないようであれば、議題3を終了とする。
今回の意見を元に施策等に反映していただきたいと思うので、よろしくお願いします。
人権課題は、時代時代に出てきており、その都度確認していくことになるため、どうしても項目数が増える。伊丹の人権教育は、部落問題と向き合ってきたことが根底にあるため、それを忘れずに今後も会議を進めていきたい。
事務局、他になにかあるか。

事務局 (次回開催月の予定と委員任期満了の説明)

委員長 それでは以上をもって、第2回人権教育・啓発推進会議を終了とする。

令和7(2025)年 2月26日

確認委員 方政雄

確認委員 寺岡 とも子